

令和6年9月4日

各団体責任者 様

鳥取県立米子西高等学校長
(公印省略)

学校体育施設（体育館及びグラウンド）使用許可申請について（御案内）

このことについて、鳥取県立学校体育施設開放要綱（以下「開放要綱」という。）に基づき本校第一体育館及びグラウンドを開放しております。つきましては、使用を希望する団体責任者は、下記のとおり申請してください。

記

1 開放期間等

- (1) 期 間 令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）まで 半年間
- (2) 曜 日 第一体育館 各団体の希望する曜日のうち週1日
グラウンド 土、日曜及び祝日のうち希望する日
- (3) 時 間 第一体育館 午後7時30分から午後10時までの時間内
グラウンド 昼間の教育活動等で使用しない時間（別途協議）
- (4) その他 学校の教育活動等により開放できない日があります。

2 提出書類

- (1) 鳥取県立学校体育施設使用団体届出書（様式第1号）
- (2) 教育財産使用許可及び使用料減免申請書（様式第3号）
（令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）までの「使用計画書」を添付すること）

3 受付期間および場所

- (1) 特定受付期間 令和6年9月6日（金）から令和6年9月17日（火）まで
受付時間：午前8時30分から午後4時30分まで（土、日曜及び祝日除く）
郵送による場合は令和6年9月17日（火）必着
- (2) 場 所 米子西高等学校事務室窓口
- (3) その他期間 3（1）終了後については、土、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後4時30分まで

4 決定方法及び通知

- (1) 第1希望日が他団体と重複しなかった場合は、特定受付期間終了後速やかに許可書を発行し通知します。特定受付期間中、第1希望日が他団体と重複した場合は抽選（くじ引き）により決定します。抽選日時は対象団体のみ後日連絡します。
- (2) 特定受付期間後は、使用可能日については書類を受け付け、先着順で決定します。

5 その他

- (1) 体育館では、サッカーボールの使用を禁止します。（フットサルボール使用可）
- (2) 使用にあたっては、開放要綱に従ってください。
- (3) 体育館の鍵の受渡しは、使用日当日（土日祝日の場合はその直近の平日）の午前8時30分から午後4時30分までとします。この時間以外に鍵の受渡しを希望する場合は、必ず事前に御連絡ください。